

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

## 秋田市規則第37号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 1 条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に改め、同項第 5 号中「同条第17項」を「同条第18項」に改める。

(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 2 条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に改め、同項第 5 号中「同条第17項」を「同条第18項」に改める。

(秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正)

第 3 条 次に掲げる規則の規定中「および第12項から第14項まで」を「第12項、第14項および第15項」に改める。

(1) 秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第17号）別表の備考の 3 の (3)

(2) 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第18号）別表の備考の3の(2)

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。